

子どもの人権

～子どもも一人ひとりが
大人と同じ人権の主人公～



あったかメッセージをよびかけよう

小学二年生

わたしは、あったかメッセージについて勉強をしました。あったかメッセージでは、Aさんが新がたコロナウイルスにかかって二週間ぶよういでちりょうをうけて、なおって、つぎの日学校に行けるようになったけど、学校にふあんで行けなくなり、どうしてふあんになったのかをみんなで考えました。

はっぴょうされた答えは、「友だちにコロナウイルスと言われるかもしれない。」「なおったけど、もしかしたら先生・友だち・ほかのクラスの子にうつしてしまうかもしれない。」「いじめ・いじわるをされるかもしれない。」「コロナウイルスをこわがって、あそんでくれないかもしれない。」「きちんとソーシャルディスタンスができないかもしれない。」「など、たくさん出ました。わたしたちは、このふあんで

を少しでも小さくするにはどうしたらいいかを考え、いつものように手紙を出すことにしました。

わたしが手紙に書いたことは、「新がたコロナウイルスにかんせんして、つらいよね。わたしはすごくしんぱいしているよ。ふあんな気持ちもあるよね。だけど、大じょうぶだから。みんなやさしいから。もし、コロナウイルスのことを言われたら、わたしに言ってよね。ぜったいがまんはしないだね。一人でなやんでいても、モヤモヤはのこったままだよ。明日学校に来てくれれば、すごくうれしいなあ。きつと楽しいよ。」です。

手紙を書いたあとに、さべつとへんけんという言葉を勉強しました。さべつやへんけんがないようにしたいです。今もさべつやへんけんがあるので、ポスターでなくすようによびかけています。さべつやへんけんですらい思いをする人がいます。そういうときは、Aさんの手紙に書いたように、わたしはたすけたいです。

人権作文集「人権の芽」第15集より



伊勢市環境生活部
人権政策課

TEL (0596) 21-5545
URL <http://www.city.ise.mie.jp>



表紙：令和3年度人権尊重啓発ポスター小学3年生の部 市長賞

2022.1 1,500部
再生紙を使用しています。

子どもの人権

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。

しかし、これからの社会を担う子どもたちが、いじめ、体罰、虐待、児童ポルノ等の犠牲となるなど、私たちの住む社会は、子どもたちの「人権」が守られていない実情にあります。

大人と同様に、子どもにも人としての権利が備わっていることを、誰もが認識しなければなりません。

子どもの権利条約

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989（平成元）年11月に国際連合の総会で採択されました。この条約は、子どもを人権の主人公として尊重し、子どもも大人と同じ独立した人格を持つ権利の主体としてとらえ、子どもの人権を保証しています。

また、子どもは心や体が発達し、成長する途中にあることから、特別に保護されることが必要で、子どもは大人から発達を支援され、援助されなければなりません。

「子どもの権利条約」における子どもの権利

生きる権利

住む場所や食べ物があること
医療を受けられるなど、命がまもられること

育つ権利

教育がうけられること
休んだり、遊んだりできること
自分らしく成長できること

守られる権利

虐待や搾取などから守られること
有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表せること
グループを作ったり、自由な行動を行ったりできること

「子どもの最善の利益」とは？【児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）第3条】

子どもに対して、「大人が考えるいいこと」を一方的にしてあげるのではなく、子どもがどんな状況に置かれ、何を言いたいのかをきちんと聞き、その中で「子どもにとっていいこと」を見つけていくことが大切です。そのためには、子どもが大人と同じ立場で自由に発言できる環境が必要です。人権の重みは、大人も子どもも同じです。

子どもの人権侵害

いじめ

「いじめ」の原因や背景については、核家族化・少子化による対人関係の経験不足、地域社会の連帯感の希薄化、いじめを見て見ぬふりをする傾向等が指摘されており、その根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われる。いじめにあった子どもは悩み苦しむ、その後に心身の成長等にも影響を及ぼす可能性があります。日頃から、子どもの変化を気にかけて、子どもの話に耳を傾けるとともに、学校や家庭、地域社会と連携して解決のための手助けをするよう心がけましょう。



体罰

体罰は、子どもが自分で考える機会を奪い、子どもの成長・発達と自立を阻害し、暴力の正当化につながります。指導者・保護者ともに、体罰が根本的な問題解決にはつながらず、人間の尊厳と権利を否定するものであることを自覚し、体罰に頼ることなく子どもが理解できる方法を考えましょう。

虐待

児童虐待は、主として家庭内で起こるため、潜在化し、ときには「しつけ」として見逃されてしまうこともあります。子どもに対する重大な人権侵害ですので、周囲の気付きが防止のポイントです。

児童ポルノ等性被害

性的虐待の問題や児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっています。子どもの性被害を防止するため、取締りが強化されるとともに、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見・支援に向けた様々な取組が行われています。

不登校への対応

不登校の要因・背景は、いじめや教師の体罰、抑圧的な管理、授業についていけないなど学校生活に起因するものや、家庭内不和、生活の急激な変化、虐待など家庭生活に起因するものなど多様です。不登校の状態にある子どもに対し、親や教師が無理やり学校に行かせようとして、言葉や実力行使で、精神的・肉体的苦痛を与えることは問題です。

不登校という行動そのものが「問題行動」なのではなく、様々な要因の結果であることを理解し、「学校に登校する」ことのみを目標とするのではなく、様々な関係機関等の活用も含め、当人が自ら社会的自立に向かうよう支援していくことが重要です。

